

特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(総務省告示第179号第5条)より

①～⑨のいずれかに該当する特産品またはサービスであることが返礼品の条件です。

① 当該地方団体の <u>区域内において生産</u> されたものであること。
② 当該地方団体の <u>区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産</u> されたものであること。
③ 当該地方団体の <u>区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行う</u> ことにより相応の付加価値が生じているものであること。
④ 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの (<u>流通構造上、混在することが避けられない場合</u> に限る。)であること。
⑤ 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体の <u>キャラクターグッズ、オリジナルグッズ</u> その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
⑥ 前各号に該当する <u>返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供</u> するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
⑦ 当該地方団体の <u>区域内において提供される役務</u> その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
⑧ 次のいずれかに該当する返礼品等であること。 イ 市区町村が <u>近隣の他の市区町村と共同</u> でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを <u>共通の返礼品等とするもの</u> ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の <u>複数の市区町村と連携し</u> 、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の <u>共通の返礼品等とするもの</u> ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において <u>地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定</u> し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する <u>災害により甚大な被害</u> を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、 <u>当該返礼品等を代替するものとして提供するもの</u> であること。